



平成31年1月から

「リサイクルできる紙類」は「搬入を規制」し、焼却いたしません！

※リサイクルできる紙類一覧は後述記載

何で規制するのかな？



●リサイクルの促進、ごみの減量化を図るため

- ① 焼却施設の長寿命化
- ② ごみの処理にかかる費用の軽減

につながります！

●限りある資源の有効利用・森林資源の保全のため

資源である木材(パルプ材)を繰り返し有効に使うことになり、新たに投入される木材(パルプ材)の使用を抑えることができます。

●環境負荷の低減のため

焼却するごみの量が削減されると、**温室効果ガス排出量の削減**につながります。

☆規制の具体的な内容☆

① リサイクルできる紙類を「可燃ごみ」として、ごみ処理施設へ搬入することはできません。

② 紙類は必ずリサイクルできるもの、リサイクルできないものに「分別」して排出・処理してください。

③ 各施設では、目視検査・展開検査を実施します。

⚠ 下記の場合には持ち帰っていただきます。

- ・焼却目的でリサイクルできる紙類が搬入された場合
- ・焼却目的でリサイクルできる紙類が可燃ごみの中に混入されていた場合

※ただし、リサイクルできる紙類としてきちんと分別し、資源として搬入するもの(機密文書・シュレッダー屑は除く)は受入れます。

【注意:搬入された紙類の個人情報に関する責任は一切持ちません。】

事業者の責務 (事業者の責任として次のような事項が義務付けられています。)

1. 事業活動を伴って生じたごみを自らの責任において適正に処理する。
2. ごみの再生利用等を行うことにより、その減量に努める。
3. ごみの減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方自治体の施策に協力しなければならない。

◆紙類の分別・資源化に一層努めていただきますよう、お願いいたします。



☆リサイクルできる紙類 搬入規制の対象となるもの

※下記はすべてリサイクルできる紙類です。

段ボール 	OA紙(機密文書含む) 	シュレッダー屑 	紙パック
紙ひもで束ねる	紙ひもで束ねる	ポリ袋へ入れる	紙ひもで束ねる
新聞紙(チラシを含む) 	雑誌 	ざつがみ 	
紙ひもで束ねる	紙ひもで束ねる		

紙袋 封筒 紙箱 包装紙 紙の芯
コピー用紙 ティッシュペーパーの箱 カレンダー タバコの箱
メモ用紙・付箋等 (ビニールはとる) (金属は取り除く) (中の銀紙はとる)

☆ 大きいものは束ねて、小さいものは紙袋に入れてリサイクルへ

- 注意!**
- ① 機密文書も機密性を確保し、資源化することができます。機密文書リサイクル業者へ相談してみましょう!
 - ② ファイルの金具やクリップなど紙以外のものは必ず取り外してください。(※ビニール・プラスチック・銀紙等も取り外してください)
 - ③ 油や汚水などで著しく汚れたものは、リサイクルできません。

☆リサイクルできない紙類 可燃ごみとして排出

※下記はリサイクルできない紙類です。

ティッシュペーパー 	臭いのついた紙(石鹸の包装紙など) 	油紙 	感熱紙(レシートなど) 	アルミ加工紙
ワックス加工した紙(紙コップ・カップめん・アイス・ヨーグルトの容器など) 	防水加工紙 	写真 	圧着はがき 	
ビニールでコーティングされているもの 	カーボン紙 	アイロンプリント紙 	ロウ付段ボール 	切手 など

【情報提供】

リサイクルできる紙類(段ボールや新聞、雑誌・ざつがみなど)は、古紙回収業者等に回収を依頼、または自ら持ち込むことにより、買い取ってもらえる場合もあります。

回収依頼もしくは、持ち込みをする場合は、古紙回収業者又は一般廃棄物収集運搬業者など、職業別電話帳やインターネット等でお調べいただきご相談ください。

【お問合せ先】

長与・時津環境施設組合 TEL 095-865-9386
 長与町役場住民環境課 TEL 095-801-5824
 時津町役場住民環境課 TEL 095-865-6097

